平成２２年（フ）第３２６号
大阪府富田林市錦ケ丘町６番４―405号
債務者　佐々木邦子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
大阪府松原市三宅中５丁目１番16号
債務者　坂本　泰博
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７号
広島県三次市和知町1824番地４　29号室、前住所広島県三次市石原町1441番地
債務者　宮田　英子（旧姓田阪）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第５４６号
香川県高松市香南町由佐712番地３
債務者　藤田　百世（旧姓見瀬）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４２号
香川県高松市仏生山町乙654番地８リッチモンドⅡ103号
債務者　山口　武司
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４８号
香川県高松市木太町3423番地１ドルフィン木太Ⅱ―205号
債務者　高橋　伸彰
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５２号
福島県大沼郡会津美里町立石田字上台甲441番地、前住所福島県喜多方市豊川町一井字下川原2801番地１　菅井市営住宅２号棟208号
債務者　宗像真里子（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第５６３号
埼玉県深谷市田所町10番31号
債務者　大野　正昭
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第６９号
埼玉県深谷市上野台2352番地　ダイアパレスBW深谷122号
債務者　中山　君花
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７０号
埼玉県深谷市上野台2352番地　ダイアパレスBW深谷122号
債務者　中山　優雅
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１２１号
神奈川県小田原市栢山2710番地共立栢山マンション501号
債務者　林　比呂美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１２４号
神奈川県厚木市王子１丁目５番１号
債務者　原田　　進
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１２５号
神奈川県厚木市王子１丁目５番１号
債務者　原田　恵美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１６６号
神奈川県平塚市八重咲町19番23―904号　ココス八重咲
債務者　松本　　洋
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１０６号
新潟県新潟市中央区女池北１丁目15番２号、前住所新潟県新潟市江南区曽野木１丁目21番１―75号
債務者　岡田千代子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１１号
新潟県新潟市北区早通北５丁目２番38―36号
債務者　坪井　透江
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１２号
新潟県新潟市西区小新西３丁目11番23号　小林方
債務者　大内由美子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
新潟地方裁判所民事部